

「紙製の事務用品」

(財)日本環境協会
エコマーク事務局

1. 環境的背景

紙製の事務用品は、ノート、ファイル、原稿用紙等の様々な用途で非常に幅広く使用されている。

これらの紙製の事務用品は、原料として古紙のリサイクルを含むが、なお、森林資源を原料としていること、近年の情報の拡大による紙消費量の増大、過度に白い紙を製造することによる原料の選別、製造時のエネルギー消費、化学薬品の使用、廃水処理など環境に対して様々な影響がある。

そこで、これらの環境負荷に対して、従来の古紙の配合に加え、様々な面で環境に配慮している紙製の事務用品が広く普及することは環境保全上の意義が大きい。

「持続可能な森林管理」に関しては、様々な国際会議等において検討が行われ、第三者による持続可能な森林管理の認証システムも構築されつつある。それらについてコンセンサスが得られた際は、エコマークの認定条件の一つになる事が考えられる。

また、本来ならばとじこみ用品等の商品類型については、原料に上質古紙を使用する必要性は薄い。この点について、市中回収古紙の分別が進んできた際は、エコマークとして認定条件の一つになることが考えられる。

本商品類型では、原料、製造、リサイクル、廃棄などの面で環境に配慮している紙製事務用品を採り上げた。

2. 対象

「日本標準商品分類」に基づく「文具、紙製品、事務用具および写真用品」のうちの「紙製品」などの事務用品。ただし、封筒、原則として段ボール製品は除く（例：書類保存箱など）。「日本標準商品分類」に分類される「とじこみ用品」等、従来段ボールを使用していない製品の一部またはすべてに段ボールを使用した製品は、本類型の対象とする。

なお、画用紙類等のうち、原紙、中間加工製品として販売される製品は、エコマーク商品類型No. 107「印刷用紙」等において対象とする。

3. 用語の定義

紙：単層漉きの紙。

板紙：多層漉きの紙。

段ボール：波形に成形した中芯原紙の片面または両面に段ボール用ライナを張ったもの。

古紙：市中回収古紙および産業古紙。

市中回収古紙：店舗、事務所および家庭などから発生する使用済みの紙。

産業古紙：原紙の製造工程後の加工工程（紙加工工場、紙製品工場、印刷工場および製本工場など、紙を原材料として使用する工場）から発生し、製品として使用されない紙。ただし、原紙の製造工程内で発生し、再び同じ工程内で原料として使用される紙は除く。

古紙配合率：製品として使用する全繊維原料（パルプ＋古紙＋購入古紙パルプ）中の古紙投入量の割合。

すなわち、古紙配合率 = (古紙 + 購入古紙パルプ) / 全繊維原料とし、

- 古紙は風乾重量、パルプは含水率10%の重量とする。
- 白 色 度：JISに定めるハンター方式、または、拡散照明方式によって求められるパルプ及び紙の白さの程度。
- 蛍光増白剤：使用することにより日光のもとで蛍光を発生し、目視では白さが増加する効果を持つような物質。
- 禁 忌 品：財団法人 古紙再生促進センター規格「古紙標準品質規格」で禁忌品に規定されるもの。

4. 認定の基準

4-1. 環境に関する基準

- (1)原料として古紙の配合率が製品全体の重量比で50%（とじこみ用品のとじ具、補充用の消耗部品等を除く）以上であり、かつ、以下の要件を満たすこと。

板紙を使用するものは、原料として板紙の古紙配合率が90%以上であること。
紙を使用するものは、原料として紙の古紙配合率が50%以上であること。
とじこみ用品等にあつては、段ボールを使用するものは、原料として段ボールの古紙配合率が100%であること。
- (2)紙以外の材料を使用する製品にあつては、紙材料が、付加された材料を含む製品全体の70%以上（重量割合）であること。
- (3)紙および板紙にあつては、塗工量が両面で30g/m²以下であること。
- (4)非塗工の紙および板紙を使用する製品は、紙および板紙の白色度が70%程度以下であること。

ただし、「日本標準商品分類」に分類される「画用紙類」、「慶弔袋および金封」、「かけ紙及びのし袋」は、本項目を除外する。
- (5)蛍光増白剤は過剰な使用のないこと。

帳簿類にあつては、蛍光増白剤の使用のないこと。
- (6)製造にあつて、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定などを遵守していること。
- (7)製品は使用後、紙以外の材料分別が可能なものであること。

紙材料は、禁忌品を含んでいないこと。
紙以外の材料は、難分解性物質の過剰な使用のないこと。規制物質等は使用のないこと。
製品は、廃棄処理時の負荷低減に配慮されていること。
- (8)廃棄物を増加させることになる商品（いわゆる使い捨て商品）でないこと。
- (9)製品の包装は、省資源化、リサイクルの容易さ、焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。

4-2. 品質に関する基準

- (1)品質および安全性については、該当する日本工業規格等の品質基準に適合していること。

5. 認定基準への適合の証明方法

- (1)各基準への適合を証明する資料を、申請書に添付すること。
- (2)認定基準4-1.(1)および(3)については、製紙事業者の発行する古紙配合率および塗工量の証明書を提出すること。
- (3)認定基準4-1.(2)については、申請者は、製品総重量、紙材料重量および紙以外の材料重量をそれぞれ明記し、紙材料および紙以外の材料が製品に占める割合（重量割合）を明記すること。紙材料が製品全体の70%以上である証明をすること。

ただし、筆記具のインキ、芯、スティックのりの糊など、紙材料以外で製品の機能上必要な消耗部材およびとじこみ用品のとじ具等は、製品全体の重量から除く。

- (4) 認定基準4-1.(4)については、JISに定めるハンター方式、または拡散照明方式による白色度試験結果を提出すること。なお、本基準は、JISに基づき白色または白色に近い紙および板紙に適用する。白色または白色に近い紙および板紙に色印刷した製品は、色印刷前の白色度を適用する。部分的（表裏等）に白色度の異なる紙および板紙は、白色度の最高値を示す部分を適用する。
- (5) 認定基準4-1.(5)については、蛍光増白剤を使用している場合、製紙事業者の発行する蛍光増白剤添加量の証明書を提出すること。
- (6) 認定基準4-1.(6)については、工場が立地している地域の環境法規等を申請時より過去5年間遵守し、違反等のないことについて、製品を製造する工場長の発行する自己証明書を提出すること。
- (7) 認定基準4-2.(1)については、日本工業規格等の品質基準に適合していることの証明書を提出すること。

6. その他

- (1) 商品区分は、ブランド名毎とし、同一類型で用紙の種類および品質・紙質が同一の商品であれば、寸法および包装ロットに違いがあっても同一商品として扱う。同一ブランドでの商品区分は、「日本標準商品分類」の最小分類（6桁を目安とする）毎とする。
- (2) エコマークを当該商品（事務用品）一枚ずつに表示する場合には、「%古紙配合事務用品」、「このはエコマークの認定を受けた古紙配合事務用品です」その他これに類する表現を必ず併記し、事務用品に印刷・複写等された内容とエコマークが無関係である旨がわかるようにすること。
- (3) マーク下段の表示は「古紙の利用・%」とする。
- (4) エコマーク使用料は、通常市販されている一梱包または一商品当たりの標準小売価格によること。

紙製の事務用品 環境に関する基準(1)(2)(3)(4)及び(5)に関する表

		基準値	備考
製品の古紙配合率		製品全体の重量比で50%以上	
紙材料の使用率		製品全体の重量比で70%以上	
紙	古紙配合率	50%以上	
	白色度	70%程度以下	非塗工の紙および板紙に適用。ただし、画用紙類等是不適用。
	塗工量	30g/m ² 以下(両面)	
板紙	古紙配合率	90%以上	
	白色度	70%程度以下	非塗工の紙および板紙に適用。ただし、画用紙類等是不適用。
	塗工量	30g/m ² 以下(両面)	
段ボール	古紙配合率	100%	とじこみ用品等のみ適用
蛍光増白剤の使用		過剰な使用のないこと	帳簿類は使用のないこと

1998年8月3日 制定

本商品類型の認定基準は制定日より5年間を期限として、見直しを行い、必要に応じて認定基準の改定または商品類型の廃止を行います。